

○漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則

昭和四十八年四月十日

大分県規則第二十五号

改正 昭和五〇年五月二二日規則第三二号

昭和五一年一月二七日規則第四号

昭和五五年三月一八日規則第一〇号

昭和五八年三月八日規則第一一号

昭和六一年三月三十一日規則第一七号

平成元年三月三十一日規則第一七号

平成二年四月一日規則第二一号

平成五年三月三〇日規則第二〇号

平成七年二月一四日規則第一一号

平成八年四月一日規則第三四号

平成九年三月二五日規則第一五号

平成一二年三月三十一日規則第三〇号

平成一四年三月二九日規則第三四号

平成一八年四月一日規則第三六号

平成二四年四月一日規則第三二号

令和二年四月一日規則第四五号

令和六年三月二九日規則第一二号

〔漁港法の規定に基づく許可等に関する規則〕をここに公布する。

漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第百三十七号。

以下「法」という。)の規定に基づいて知事が行う許可、認可等について必要な事項を定めるものとする。

(許可等の申請等)

第二条 次の各号に掲げる許可、認可、認定若しくは更新を受け、又は協議をしようとする者は、当該各号に定める申請書又は協議書二通を知事に提出しなければならない。

一 法第二十四条第一項後段(法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)の許

- 可 土地（水面）の立入（使用）許可申請書（第一号様式）
 - 二 法第三十七条第一項の許可 漁港施設処分許可申請書（第二号様式）
 - 三 法第三十八条第一項の認可 漁港施設利用認可申請書（第三号様式）
 - 四 法第三十九条第一項の許可（工作物の建設又は改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）に係るもの） 漁港の区域内における工作物建設（改良）許可申請書（第四号様式）
 - 五 法第三十九条第一項の許可（土砂の採取に係るもの） 漁港の区域内における土砂の採取許可申請書（第五号様式）
 - 六 法第三十九条第一項の許可（土地の掘削又は盛土に係るもの） 漁港の区域内における土地の掘削（盛土）許可申請書（第六号様式）
 - 七 法第三十九条第一項の許可（汚水の放流又は汚物の放棄に係るもの） 漁港の区域内における汚水の放流（汚物の放棄）許可申請書（第七号様式）
 - 八 法第三十九条第一項の許可（水面又は土地の占用に係るもの） 漁港の区域内における水面（土地）占用許可申請書（第八号様式）
 - 九 法第三十九条第四項の協議 漁港の区域内における行為についての協議書（第九号様式）
 - 十 法第四十二条第一項の認定 漁港施設等活用事業の実施計画認定申請書（第十号様式）
 - 十一 法第四十三条第四項の認定 漁港施設等活用事業の実施計画変更認定申請書（第十一号様式）
 - 十二 法第五十五条第二項の許可 漁港水面施設運営権の移転許可申請書（第十二号様式）
 - 十三 法第五十七条第二項の更新 漁港水面施設運営権の存続期間更新申請書（第十三号様式）
- 2 前項の申請書又は協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、前回の許可と同一内容の許可を引き続き申請しようとする場合（前項第九号の協議により許可を要しないとされた行為について、継続してその適用を受けるため協議しようとする場合を含む。）は、図書の添付を省略することができる。
- 一 縮尺二万五千分の一又は五万分の一の位置図及び土地地形図（公図の写し）
 - 二 直接の利害関係を有する者がいるときは、その者の承諾書
 - 三 前二号に掲げる図書のほか、次に掲げる図書
- イ 前項第一号の許可にあつては、実測平面図及び漁港管理者の意見書（県以外の地方公共団体が漁港管理者であるときに限る。）

- ロ 前項第二号の許可で工事を伴う場合にあつては、工事計画説明書、実測平面図及び構造図
- ハ 前項第三号の認可にあつては、実測平面図及び構造図
- ニ 前項第四号の許可にあつては、工事計画説明書、設計書、実測平面図、断面図、構造図及び求積図
- ホ 前項第五号の許可にあつては、採取数量計算書、実測平面図、断面図及び求積図
- ヘ 前項第六号の許可にあつては、実測平面図、断面図及び求積図
- ト 前項第七号の許可にあつては、放流（放棄）数量計算書及び放流又は放棄の場所を明示した実測平面図
- チ 前項第八号の許可で原形のまま使用する場合にあつては、実測平面図及び求積図
- リ 前項第八号の許可で工作物の建設又は改良を行う場合にあつては、設計書、実測平面図、断面図、構造図及び求積図
- ヌ 前項第九号の協議で工作物の建設及び改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）を行う場合にあつては、工事計画説明書、設計書、実測平面図、断面図、構造図及び求積図
- ル 前項第九号の協議で土砂の採取を行う場合にあつては、採取数量計算書、実測平面図、断面図及び求積図
- ヲ 前項第九号の協議で土地の掘削又は盛土を行う場合にあつては、実測平面図、断面図及び求積図
- ワ 前項第九号の協議で汚水の放流又は汚物の放棄を行う場合にあつては、放流（放棄）数量計算書及び放流（放棄）の増所を明示した実測平面図
- カ 前項第九号の協議で原形のまま水面又は土地の占用を行う場合にあつては、実測平面図及び求積図
- ヨ 前項第九号の協議で工作物の建設又は改良を伴う水面又は土地の占用を行う場合にあつては、設計書、実測平面図、断面図、構造図及び求積図
- タ 前項第十号及び第十一号の認定にあつては、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号。以下この号において「規則」という。）第三十七条に規定するもの
- レ 前項第十二号の許可にあつては、規則第四十三条各号に掲げるもの
- ソ 前項第十三号の更新にあつては、規則第四十六条第二項各号に掲げるもの
(工事の着手の届出)

第三条 法第三十九条第一項の許可を受けた者若しくは同条第四項の協議をした者又は法第六十五条の協議をした者は、当該許可又は協議に係る工事等に着手した日から五日以内に、工事着手届出書（第十四号様式）を知事に提出しなければならない。

（氏名等の変更等の届出）

第四条 第二条第一項各号に掲げる許可、認可、認定若しくは更新を受け、又は協議をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める届出書をその日から十日以内に知事に提出しなければならない。

- 一 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき 氏名等変更届出書（第十五号様式）
- 二 許可、認可、認定又は協議に係る行為を中止し、完了し、又は廃止したとき 行為の中止等届出書（第十六号様式）

（書類の経由）

第五条 第二条第一項の規定により提出する書類のうち、同項第四号から第九号までに掲げる書類は、当該行為地を管轄する振興局長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、昭和四十八年五月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年規則第四号）

1 この規則は、昭和五十一年二月一日から施行する。

2 この規則施行の際現になされている許可に係る占用料又は土砂採取料については、昭和五十一年三月三十一日まで、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年規則第一〇号）

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年規則第一一号）

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年規則第一七号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成元年規則第一七号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第一三号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年規則第二〇号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年規則第一五号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第三〇号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年規則第三四号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年規則第一二号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

土地(水面)の立入り(使用)許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

次のとおり 土地の立入り
水面の使用 をしたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律(第36条第1項に
おいて準用する)第24条第1項の規定により、許可の申請をします。

1 漁 港 名	漁 港
2 土地立入りの目的 水面使用	
3 土地立入りの場所 水面使用	市 町 郡 村
4 土地立入りの面積 水面使用	
5 土地立入りの期間 水面使用	年 月 日から 年 月 日まで

添付図書 位置図、土地地形図、漁港管理者の意見書、実測平面図

第2号様式(第2条関係)

漁港施設処分許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

次のとおり漁港施設を処分したいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第37条第1項の規定により、許可の申請をします。

1	漁 港 名	漁 港
2	漁港施設の名称	
3	構造及び機能	
4	漁港施設の場所	市 町 郡 村
5	漁港施設の経緯	
6	漁港施設の処分の内容及び理由	
7	漁港施設の処分後の処置	

添付図書 位置図、土地地形図、工事計画説明書、実測平面図、構造図

第3号様式(第2条関係)

漁港施設利用認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

次のとおり漁港施設を利用させたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項の規定により、認可の申請をします。

1 利用者氏名	
2 漁 港 名	漁 港
3 漁港施設の名称、構造及び機能	
4 漁港施設の場所	
5 利用方法又は目的	
6 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
7 使用料率及びその算定根拠	
8 変 更 事 項	

添付図書 位置図、土地地形図、実測平面図、構造図

第4号様式(第2条関係)

漁港の区域内における工作物建設(改良)許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

次のとおり漁港の区域内の水域(公共空地)において工作物の建設(改良)を行いたいの
で、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、許可の申請をします。

1 漁港名 漁港

2 許可を受けようとする理由

3 許可を受けようとする行為の内容

(1) 目的

(2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 場所 市 町

郡 村

(4) 面積 m²

(5) 方法

備考 (1) 方法欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に、
請負人(予定者)、受託者(予定者)等の氏名又は名称及び住所を記載すること。
(2) 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

添付図書 位置図、土地地形図、工事計画説明書、設計書、実測平面図、断面図、構造
図及び求積図

【裏 面】

誓 約

申請者は、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、申請者が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

□1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

□2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

漁港の区域内における土砂採取許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

次のとおり漁港の区域内の水域(公共空地)において土砂の採取を行いたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、許可の申請をします。

1 漁港名 漁港

2 許可を受けようとする理由

3 許可を受けようとする行為の内容

(1) 目的

(2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 場所 市 町

郡 村

(4) 面積 m^2

(5) 数量 m^3

(6) 方法

備考 (1) 方法欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に、請負人(予定者)、受託者(予定者)等の氏名又は名称及び住所を記載すること。

(2) 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

添付図書 位置図、土地地形図、採取数量計算書、実測平面図、断面図及び求積図

【裏面】

誓 約

申請者は、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、申請者が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

□1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

□2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

漁港の区域内における土地の掘削(盛土)許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

次のとおり漁港の区域内の水域(公共空地)において土地の掘削(盛土)を行いたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、許可の申請をします。

1 漁港名 漁港

2 許可を受けようとする理由

3 許可を受けようとする行為の内容

(1) 目的

(2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 場所 市 町

郡 村

(4) 面積 m^2

(5) 数量 m^3

(6) 方法

備考 (1) 方法欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に、請負人(予定者)、受託者(予定者)等の氏名又は名称及び住所を記載すること。

(2) 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

添付図書 位置図、土地地形図、実測平面図、断面図及び求積図

【裏面】

誓 約

申請者は、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、申請者が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

□1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

□2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

漁港の区域内における汚水の放流(汚物の放棄)許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

次のとおり漁港の区域内の水域(公共空地)において汚水の放流(汚物の放棄)を行いたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、許可の申請をします。

1 漁港名 漁港

2 許可を受けようとする理由

3 許可を受けようとする行為の内容

(1) 目的

(2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 場所 市 町

郡 村

(4) 数量 m^3

(5) 方法

- 備考 (1) 方法欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に、請負人(予定者)、受託者(予定者)等の氏名又は名称及び住所を記載すること。
- (2) 汚水の放流の場合には、汚水の水質及び濃度ごとの数量、汚物の放棄の場合には、汚物の種類ごとの数量を数量欄に記載すること。
- (3) 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

添付図書 位置図、土地地形図、数量計算書及び実測平面図

【裏面】

誓 約

申請者は、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、申請者が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

□1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

□2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

漁港の区域内における水面(土地)占有許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

次のとおり漁港の区域内の水域(公共空地)において水面(土地)の占有を行いたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第1項の規定により、許可の申請をします。

1 漁港名 漁港

2 許可を受けようとする理由

3 許可を受けようとする行為の内容

(1) 目的

(2) 期間 年 月 日から 年 月 日まで

(3) 場所 市 町

郡 村

(4) 面積 m²

(5) 方法

備考 (1) 方法欄には、請負、委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に、請負人(予定者)、受託者(予定者)等の氏名又は名称及び住所を記載すること。

(2) 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

添付図書 位置図、土地地形図、設計書、実測平面図、断面図、構造図及び求積図

【裏面】

誓 約

申請者は、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、申請者が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

□1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

□2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第10号様式(第2条関係)

漁港施設等活用事業の実施計画認定申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地)

次のとおり漁港施設等活用事業の実施計画の認定を受けたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第42条第1項の規定により、認定の申請をします。

1 実施計画の概要	
2 添付書類の目録	

添付図書

- ・ 位置図、土地地形図
- ・ 漁港施設等活用事業の実施に関する計画
- ・ 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
- ・ 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料
- ・ 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
- ・ 活用事業施設の設置を行う場合にあつては、当該施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面
- ・ 活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第4項第1号に掲げる事項を定める場合にあつては、漁港施設の形質の変更の内容を明らかにする図面
- ・ 活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第4項第2号に掲げる事項を定める場合にあつては、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面
- ・ 法第50条第1項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けようとする場合にあつては、申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第11号様式(第2条関係)

漁港施設等活用事業の実施計画変更認定申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

次のとおり漁港施設等活用事業の実施計画の変更の認定を受けたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第43条第4項の規定により、認定の申請をします。

1 実施計画の変更理由	
2 変更の概要	
3 添付書類の目録	

添付図書

- ・ 位置図、土地地形図
- ・ 漁港施設等活用事業の実施に関する計画
- ・ 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
- ・ 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料
- ・ 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の手相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
- ・ 活用事業施設の設置を行う場合にあつては、当該施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面
- ・ 活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第4項第1号に掲げる事項を定める場合にあつては、漁港施設の形質の変更の内容を明らかにする図面
- ・ 活用事業施設の設置を行うとともに実施計画に法第42条第4項第2号に掲げる事項を定める場合にあつては、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面
- ・ 法第50条第1項各号に掲げる事項が定められた実施計画の認定を受けようとする場合にあつては、申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第12号様式(第2条関係)

漁港水面施設運営権の移転許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

次のとおり漁港水面施設運営権の移転を受けたいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第55条第2項の規定により、許可の申請をします。

1	移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港水面施設運営権者の氏名又は名称	
2	移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間	2-1 漁港施設等活用事業の内容 2-2 漁港施設等活用事業の実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3	移転を受けようとする漁港水面施設運営権の水域	
4	移転を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間	年 月 日 ~ 年 月 日
5	移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業に関する資金計画及び収支計画	5-1 資金計画及び収支計画の概要 5-2 資金計画及び収支計画の参考資料
6	その他必要な事項	
7	添付書類の目録	

備考 (1) 上記3について、移転を受けようとする漁港水面施設運営権の水域の所在市町村名及び漁港名並びに面積を記載するほか、当該水域の場所を示す図面を添付すること。

(2) 上記6について、漁港水面施設運営権の移転を受ける理由についても記載すること。

添付図書

- ・ 位置図、土地地形図
- ・ 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
- ・ 申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- ・ 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする書類
- ・ 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の手相手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
- ・ その他知事が必要とする書類

第13号様式(第2条関係)

漁港水面施設運営権の存続期間更新申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

次のとおり漁港水面施設運営権の存続期間を更新したいので、漁港及び漁場の整備等に関する法律第57条第2項の規定により、申請します。

1	申請者の氏名及び名称	
2	存続期間の更新を申請する漁港水面施設運営権	2-1 漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容 2-2 漁港施設等活用事業の実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日 2-3 漁港水面施設運営権の水域 漁港 (m ²) 2-4 漁港水面施設運営権の存続期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3	漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けようとする期間	年 月 日 ~ 年 月 日
4	添付書類の目録	

添付図書 ・ 位置図、土地地形図
・ 申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
・ 従前の存続期間における漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績を説明する書面

第14号様式(第3条関係)

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

次のとおり漁港の区域内の水域(公共空地)における工作物の建設工事に着手したので、漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則第3条の規定により、届け出ます。

1	漁 港 名	漁 港
2	許可の年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
3	工作物の名称	
4	工作物の設置場所	市 町 郡 村
5	建設工事着手及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完了予定 年 月 日

第15号様式(第4条関係)

氏名等変更届出書

年 月 日

大分県知事

殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

次のとおり氏名(名称、住所)を変更したので、漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則第4条第1号の規定により、届け出ます。

- 1 漁港名 漁港 市 町
- 2 許可を受けている場所 郡 村
- 3 許可年月日及び番号 年 月 日付け指令 第 号
- 4 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 変更の内容

変更事項

旧

新

備考 届出に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

【裏面】

誓 約

届出者は、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、届出者が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

□1 自己又は自社の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

□2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、届出者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第16号様式(第4条関係)

行為の中止等届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称、代表者
の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

次のとおり行為を中止(完了、廃止)したので、漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則第4条第2号の規定により、届け出ます。

1 漁 港 名	漁 港
2 許可を受けている場所	市 町 郡 村
3 許可年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
4 許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5 行為の中止(廃止)の理由	
6 行為の中止(完了、廃止)の年月日	年 月 日